

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年7月9日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
水泳プール ステンレス蓋取付部補修工事
- 2 履行場所
南区六ツ川3-65-9
六つ川台小学校
- 3 契約日
令和6年5月29日
- 4 履行日
令和6年6月5日
- 5 契約金額
396,000円
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
横浜市磯子中原1-2-31
横浜市塗装事業協同組合
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
六つ川台小学校において、プールの排水溝プレート（ステンレス蓋）のグレーチング受けの破損が確認された。水泳授業実施予定日が迫る中、他社にも連絡してみたが、水泳授業実施予定日までの工事履行が困難と回答されたため。
- 8 契約の相手方の選定理由
横浜市有資格者名簿にあり、水泳授業実施予定日までの工事履行が可能だったため。
- 9 所管課
六つ川台小学校